

多角的なサービスを展開！ 金融包摂・高齢者との取引の最新動向

三井住友信託銀行 人生100年応援部 企画チーム長 田村 直史

ひと口に高齢者といっても、そのニーズは一様ではなく、年齢ステージごとに特徴があります。金融機関の中でも多様な業務を取り扱う信託銀行では、高齢者の年齢ステージごとのニーズに応じたさまざまなサービスを開発し、資産の運用、管理や相続対策、遺産整理、不動産、寄付などの悩みに応えています。

多様なサービスを取り扱う信託銀行には、高齢のお客さまとよく会話し、課題を特定し、必要に応じてお客さまを支える家族などとも相談しながら、効果の高い解決策を提示していく「お客さま本位のフィデューシャリー・デューティー」の発想からの適切な金融包摂が期待されています。

1 / はじめに

第1章では、わが国における信託銀行の歴史や、信託に関するサービスの展開状況を概観しました。第2章では、信託銀行のお客さまとして大きな割合を占める「高齢者」にフォーカスを当て、金融包摂への対応も含めた多角的なサービス展開の最新動向について解説します。

なお、具体的なイメージを描きやすいよう、第2章では三井住友信託銀行（以下、「当社」）が実際に取り扱っている信託サービスを「取り組み事例」として紹介しますが、一部、信託を用いていない併營業務や受与信のサービスなども掲載しています。また、本稿における意見に関わる部分については、筆者の個人的見解であり、筆者が勤務している会社および所属してい

る組織とは関係のないものであることにご留意ください。

2 / 高齢者のライフステージと対応サービス

(1) 高齢者のライフステージごとの ニーズ俯瞰

「何歳からが高齢者なのか」という定義はさまざまですが、本章ではおおよそ60歳前後を「退職前後」、65～74歳を「前期高齢」、75～84歳を「後期高齢」、平均寿命近辺の85歳以降を「相続発生」とカテゴリー分けし、それぞれのニーズに応じたサービスについて解説します【図表1】。

大まかなニーズ分布のイメージは、退職前後

【図表1】 高齢者のライフステージとそのニーズ分布イメージ

おおよその年齢イメージ	60～64歳	65～74歳	75～84歳	85歳以降
ライフステージ	退職前後	前期高齢	後期高齢	相続発生
ニーズ分布イメージ	<ul style="list-style-type: none"> ●資産運用（老後の生活資金確保） ●不動産（リフォーム・住み替え・空き家売却） 			
			<ul style="list-style-type: none"> ●資産管理（認知症や健康不安への備え） ●相続対策（贈与、遺言、死後事務等） 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●共通（寄付、社会貢献） 			<ul style="list-style-type: none"> ●遺産整理

出所：筆者作成

から前期高齢にかけての「老後資金の資産運用や不動産のリフォーム・住み替え、空き家売却」、前期高齢から後期高齢にかけての「認知症や健康不安に備えた資産管理や相続対策」、相続発生に際しての「遺産整理」、各世代共通のニーズである「寄付や社会貢献」の4区分となります【図表1】。

(2) 退職前後～前期高齢のサービス

①資産運用（老後の生活資金確保）

日本の公的年金は、現役時代の全期間での平均年収に対して約5割程度の給付額を、将来にわたって維持できるよう制度設計・運営されている一方、65歳以降の家計における生活費は、一般的に「現役時年収の7割程度」ともいわれています。そのため、公的年金だけでは足りない残りの2割については、自助で準備していく必要があります。

近年の60歳代は、勤め先の確定拠出年金やiDeCo、つみたてNISAなどを通じて投資に触れており、また、(ちょうどこの時期に発生することも多い)80～90歳代の親世代から相続した遺産や退職金を原資として資産運用を始める方も増えています。

(a) 投資一任運用サービス（ラップ口座）

投資一任運用サービス（ラップ口座）とは、お客さまと信託銀行などの金融サービス取引業者が投資一任契約を締結し、運用に係る投資判断や売買、管理などをお客さまに代わって金融サービス取引業者が一括して行う運用サービスです。

当社のラップ口座では、複数の運用コースを用意しており、運用開始後も無料でコースを変更できます。ラップ口座は退職金からの利用も多く、当社では最低500万円からの「ファンドラップ」の他、最低1億円からで、専任担当者がお客さまをサポートする「ファンドラップ・プレミアム」を取り扱っています。

(b) 特定金銭信託＋投資一任

(三井住友信託プレミアムSMA)

SMAとは、Separately Managed Accountの略称です。「三井住友信託プレミアムSMA」は、一般のマス層向けの商品ではありませんが、信託を用いた運用サービスの一つです。本サービスは、特定金銭信託に投資一任契約を付し、一定程度の受託規模を前提とした独自の運用サービスで、専任のポートフォリオマネージャーがお客さまをサポートします。主に資産管理会社や非営利法人などが利用しており、運用対象として投資信託以外に、外国投資信託や債券、株式、新株予約権、オプションなどのさまざまな資産への投資が可能な柔軟なサービス設計となっています。

債券や株式など、多数の個別銘柄への投資は管理負担もありますが、本サービスを活用すればまとめて当社でレポートを作成できるため、「投資に係る管理負担を軽減したい」といったニーズにもお応えすることができます。

②不動産（リフォーム・住み替え・空き家売却）

退職前後から前期高齢の時期を迎えると、かつて購入したマイホームの傷みが目立ち始めますが、長く住み続けたいのであれば、自宅をリフォームするのが賢明な判断となります。なお、転倒や溺死といった高齢者の不慮の事故の多くは自宅内で起こっていることから、リフォームするのであれば、同時にバリアフリー化にも対応しておくことで、将来のリスク低減にもつながります。

住み替えは、子どもが独立して部屋が余っている場合や、自宅からスーパーや病院、介護施設などの生活施設への距離が遠い場合の選択肢となります。住み替えにあたっては、自身が80～90歳代になったときの身体能力の低下を見越した立地の物件を選ぶ必要があります。一般的に、高齢になるほど環境変化への適応力が低下

し、認知症やせん妄等が生じる恐れも強くなることから、住み替えるならばできるだけ早い時期に引っ越すのが理想でしょう。

なお、退職前後から前期高齢の時期には、親から実家を相続することがあります。相続した実家に誰も住む予定がないのであれば、空き家は犯罪に使われるリスクもあり、また、固定資産税などの負担もあることから、売却や賃貸についても検討すべきでしょう。

(a) リフォーム仲介・資金調達

信託銀行はリフォーム工事の請け負いまでは対応していませんが、当社ではお客さまをリフォーム業者へ紹介するビジネスマッチングを取り扱っています。

一方、リフォームの資金調達手段については、当社でも幅広い商品を取りそろえており、大規模修繕まで利用可能な「住宅ローン」や、住宅金融支援機構のリ・バース60を利用した「60歳からの住宅応援ローン」、遺言信託を付帯した「不動産活用ローン（リバースモーゲージ）」、住宅ローン契約者向けの「ハウジングカードローン」、グループ会社の「リフォームローン」などを取り扱っています。

(b) 住み替え仲介・資金調達

信託銀行が本業とする業務の一つが不動産仲介であり、当社でも主にグループ会社が、住み替え物件の購入や自宅の売却などを手掛けています。なお、住み替えの資金調達についても、(前記と同様に)さまざまな手段を取りそろえています。

(c) 空き家売却

信託銀行はグループ会社と連携し、不動産仲介を取り扱っています((b)と同様)。なお、当社のグループ会社では、空き家の賃貸や管理

のサービスなどにも対応しています。

(3) 前期高齢～後期高齢のサービス

①資産管理（認知症や健康不安への備え）

ひと昔前の高齢者の多くは、退職、老後、相続発生の順で一生を終えていましたが、現在の高齢者は、認知症や軽度認知障害などの判断能力の低下を挟んでから相続発生に至っています。80歳代後半の高齢者の認知症有病率は男性で22.3%、女性で33.3%、90歳代前半では男性で36.8%、女性で52.2%となっています¹。

何も資産管理の手立てを講じずに認知症を発症すると、本人の預貯金が払い出せなくなる「資金凍結」が発生します。以降、本人の生活費については、家族が全ての費用を立て替え払いすることとなり、家族間での負担の押し付け合いなどの不和が発生する恐れがあります。

また、本人の預貯金を使うための法定後見制度の利用については、月額2万～6万円程度の費用が発生することに加え、身内の問題に弁護士や司法書士などの士業者が関わってくることとなりますが、「できるだけ大事にはしたくない」との反応を示す家族も多いのが実情です。

資産管理については、本人が元気なうちに、信託サービスや民事信託、任意後見などの中から、自分や家族の事情にあった備えをしておくことが望ましいでしょう。

(a) 手続代理機能付信託（人生100年応援信託〈100年パスポート〉）

信託銀行では、本人の認知症発症後、あらかじめ本人が指定した家族などが払い出しの代理手続きを行うことができる金銭信託を取り扱っています。

当社の「人生100年応援信託〈100年パスポート〉

1 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター 平成25年度老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業 地域包括ケアシステムにおける認知症総合アセスメントの開発・普及と早期支援機能の実態に関する調査研究事業「認知症の総合アセスメント」より。

ト)は、入金金額が最低500万円からのサービスで、認知症だけでなく入院なども含めた幅広い場面で、本人の手続き不能時の代理人による払い出しに対応しています。本サービスは本人保護に重きを置いており、代理人による随時払い出しについては、払い出し目的を医療費、介護費、住居費、税・社会保障費に限定しているほか、当社が請求書や領収証の内容をチェックします。この他にも本サービスには年金受け取り、詐欺防犯、元本承継の各機能や、旅行・グルメ等の優待、個人賠償責任保険など、生活支援のための多様なサービスが付帯されています。

本サービスについては、本人が元気なうちは資金をファンドラップで運用しながら同様の機能を活用できる「人生100年応援信託〈100年サポートプラス〉」も取り扱っており、「資金を増やしながら資金凍結を回避したい」とのニーズから、契約件数が大幅に伸びています。

(b) オーダーメイド財産管理信託

(安心サポート信託)

信託銀行では、随時払いや定額払いなどの払い出しの仕組みをオーダーメイドで組成できる金銭信託を取り扱っています。

当社の「安心サポート信託」は、最低3000万円からのサービスで、本人や配偶者の生活費や療養費の給付に加え、孫の学費の支払いなど、目的に応じた資金交付をオーダーメイドで組成できます。また、資金交付当社に指図する指図権者の指定も可能で、生前の契約だけでなく、遺言信託による死後の設定にも対応しています。さらに信託財産について、「自分が死んだ後は配偶者、配偶者が死んだ後は長男に」といった、複数世代にわたる信託財産の承継をアレンジする「受益者連続型信託」として利用することも可能です。

なお、本サービスについては、当社が母体となって設立した一般社団法人安心サポートの「財産管理サービス」と組み合わせることで、

身寄りのない高齢者の老人ホーム入居の際の身元引き受けや財産管理委任、死後事務委任、任意後見などの幅広いニーズにも対応できる拡張性を有しています。

(c) 任意後見（任意後見支援信託）

任意後見は、本人と任意後見契約を締結した任意後見受任者が、本人の判断能力低下後に任意後見人として本人の財産管理を行う制度です。なお、任意後見契約は、本人の判断能力低下後に、裁判所が選任する任意後見監督人の就任により効力を生じます。

当社は、任意後見ニーズのあるお客さまを弁護士や司法書士、税理士などの士業者団体に紹介するサービスを提供しています。また、当社は、本人や任意後見人の資金管理の受け皿として金銭信託を活用する「任意後見支援信託」を取り扱っています。

(d) 民事信託（民事信託サポートサービス）

民事信託（家族信託）は、信託銀行が受託者とならない私人間の信託で、例えば、高齢の親の財産管理を目的として、子どもが親からまとまった資金や不動産を受託する信託などがあります。

当社は、民事信託（家族信託）の受託者名義の預金口座開設や、受託者による資産運用、ローン借り入れ等の「民事信託サポートサービス」を展開しています。また、当社お客さまの中での民事信託利用ニーズを提携士業者団体に紹介するサービスも取り扱っています。

(e) 法定後見（後見制度支援信託）

法定後見は、判断能力が低下している人のために、家庭裁判所が本人の保護者を選任する制度です。本人の判断能力の低下の程度によって、補助・保佐・後見の3類型に分類され、判断能力の全くない後見では、後見人に財産管理に関する代理権や取消権が付与されます。

信託銀行は、後見人が本人の財産を不正に使うことを防ぐため、日常生活費以外の本人の金

金を信託保全する「後見制度支援信託」を取り扱っており、後見人による信託財産の払い出しや解約には家庭裁判所の指示書が必要とされています。

当社は、法定後見ニーズのあるお客さまを弁護士や司法書士、税理士などの士業者団体に紹介するサービスを提供しており、また、当社の「後見制度支援信託」はたいへん多くの方にご利用いただいています。

②相続対策（贈与、遺言、死後事務等）

相続対策の主なポイントは、以下の3点です。

- ・「相続手続対策」：相続人の手続き負担の軽減
- ・「遺産分割対策」：相続争いの防止や法定相続分通りではない承継の実現
- ・「財産評価対策」：金銭、不動産、保険などの財産の保有形態の変更や生前贈与の活用

近年では、上記のような財産の承継に係る対策に加えて、単身世帯の高齢者の増加などを背景に、死後の遺体引き受けや訃報連絡、葬儀、納骨、遺品整理などの死後事務の対策ニーズが高まっています。特に相続対策の提案については、より俯瞰的な視点からの対応が求められています。

一方でサービスについては、フルパッケージ型のトータルサービスから部分的な機能を切り出したサービスの開発も進んでいます。信託銀行の営業現場では、個々のお客さまの事情に応じて、信託銀行が担う分野と相続人が自ら対応

する分野の組み合わせを見極めていく視点が重要となっています。

(a) 贈与（非課税贈与信託等）

主な信託銀行では、税法上の非課税制度を受けたサービスを取り扱っています【図表2】。

(b) 遺言（遺言信託等）

信託銀行では、遺言書の作成、保管、執行をトータルでサポートする「遺言信託」を取り扱っています。遺言は「作成」に注目が集まっていますが、作成した内容が実現されなければ意味がなく、「執行」は極めて重要です。信託銀行では、長年の業務経験で蓄積してきた「執行」から逆算し、実現可能な内容の遺言の作成をコンサルティングしています。

当社では、「遺言信託（執行コース）」を最上位スペックのサービスに位置付けつつ、遺言を広くわが国全体に浸透させていくため、さまざまな簡易型のサービスを展開しています【図表3】。なお、「遺言信託（執行コース）」については、家族の一員としても重要度を増すペットに関して、本人死後のペットの世話の依頼先へ、ペット自体と費用を引き渡す「ペット安心特約」を取り扱っています。

また、当社では、30～50歳代の資産形成層が多い当社の住宅ローン契約先を対象として、自宅の承継先を記した自筆証書遺言をお預かりする無料のサービス「ハウジングウィル」を展開しています。本サービスは、相続発生による自宅の承継手続きの短縮や、自宅が配偶者以外の

【図表2】 税法上の非課税制度を受けたサービス

サービス	贈与目的	非課税限度額	備考
特定贈与信託	障害がある方の生活安定	6000万円	特別障害者
		3000万円	特別障害者以外の特定障害者
教育資金贈与信託	孫など直系卑属の教育支援	1500万円	2023年3月31日までの取り扱い
結婚・子育て支援信託	孫など直系卑属の結婚・子育て支援	1000万円	2023年3月31日までの取り扱い
暦年贈与サービス	着実な暦年贈与の履行	年間110万円	当社は預金サービスとして取り扱い

出所：筆者作成

〔図表3〕三井住友信託銀行の遺言関連サービス

サービス名	サービス内容			取り扱い遺言		相対価格	備考
	作成 コンサル	保管 (※)	執行	公正 証書遺言	自筆 証書遺言		
遺言信託（執行コース）	○	○	○	○	○	高	「ペット安心特約」あり
遺言信託（保管コース）	○	○		○	○	中	
遺言書お預かりサービス		○		○	○	低	
スマートゆいごん	○	○		○	○	低	対象財産・遺言内容を限定
ハウジングウィル		○			○	無料	当社住宅ローン先限定の取り扱い
WEB遺言信託	—	—	—	—	—	無料	遺言書イメージの作成サービス

※年一回、家族関係や財産状況の変化がないかを確認する異動照会を実施
出所：筆者作成

兄弟姉妹や尊属へ承継されていくことを防ぎたいとのニーズもあり、幅広く利用されています。

(c) 遺言代用型信託（家族おもいやり信託）

信託銀行では、相続発生後の葬儀代等のまとまった資金をスムーズに特定の相続人へ交付することができる遺言代用型の信託を取り扱っています。

当社の「家族おもいやり信託」には、相続発生時の信託財産の交付を一括で行う「一時金型」と年金払いの「年金型」に加え、生前に信託財産から投資信託の積立投資を行い死後に一括交付する「積立投資・一括交付型」があります。

(d) 死因贈与契約（家族おもいやりパッケージ〈相続時一括交付型〉）

信託銀行では、預金や投資信託、投資一任契約など、金融サービスごとの相続発生後の受取人を死因贈与契約によって指定するサービスを取り扱っています。

当社では、相続発生後にファンドラップの解約資金をあらかじめ本人と死因贈与契約を締結した受取人へ交付する「家族おもいやりパッケージ〈相続時一括交付型〉」を取り扱っています。

(e) 死後事務（おひとりさま信託）

当社では、死後の希望を記したエンディング

ノートの預かりから、死後の遺体引き受け、訃報連絡、葬儀、埋葬、納骨、遺品整理、各種解約等をサポートする「おひとりさま信託」を取り扱っています。「おひとりさま信託」のうち、死後の事務に関しては、一般社団法人安心サポートがお客さまと「死後事務委任契約」を締結し、当社は死後事務に要する費用として、最低300万円を受託します。相続発生後は、一般社団法人安心サポートが死後事務を執行し、当社は信託財産から実費や手数料を精算した残金を指定の受取人や公益法人等へ交付します。なお、本サービスについては、比較的少ない金額から申し込み可能な「おひとりさま信託（生命保険タイプ）」の取り扱いもあります。

本サービスは、身寄りのない方のほか、本人と共に配偶者も高齢である夫婦や、親族が遠方に住んでいる方、子どもに迷惑を掛けたくない方といった、さまざまな事情のある方にご利用いただいています。

(4) 相続発生（遺産整理：相続手続

トータルサービス〈まかせて安心〉等)

遺言のない状態の相続では、相続財産の調査や遺産分割協議、金融機関との交渉、不動産の登記変更などの手続きを相続人自ら行う必要がありますが、煩雑な上に相続税が課税される場

合には期限があります（相続発生を知った日の翌日から10カ月以内）。

そこで信託銀行では、相続人の負担軽減に向けて、これらの手続きの代行やサポートを行う遺産整理業務を取り扱っています。

当社では、遺産分割協議や納税などのアドバイスを含めて相続手続きを幅広く支援する「相続手続トータルサービス〈まかせて安心〉」と、本サービスの簡易版として、金融資産の換金と不動産の名義変更のみに対応する「相続手続サポートサービス」を取り扱っています。

（5）共通（寄付、社会貢献）のサービス

企業における社会のための取り組みが、メセナ、CSR、ESG、サステナビリティ、SDGsと、概念を変化させながら裾野を広げてきたのと同様に、個人における寄付や社会貢献の意識も向上してきました。なお、個人については、相続人不存在による財産の国庫帰属が年間600億円の規模まで急増している事情も相まって、死後の財産の行方を自らの意思で決したいとの意識が高まっている側面もあるものと思われます。

①遺贈寄付

遺言信託を活用した寄付です。遺言書に財産の受遺者として公益法人や母校、自治体等を指定し、相続発生後、信託銀行が遺言執行者として財産を交付します。なお、信託銀行は遺言書の作成段階において寄付先の団体へ遺贈の受け入れが可能かどうかを確認しますが、ほとんどの団体は金銭での遺贈のみを希望していることから注意が必要です。特に不動産については、（物件の価値にもよりますが）受け入れ可能な団体は限られています。

②特定寄附信託

あらかじめ信託銀行がリストアップした公益法人等へ、5年以上10年以下の期間の長期にわたって寄附をする金銭信託です。拠出金について寄付金控除が受けられる他、期間中の運用収

益も非課税となります。なお、寄附先の公益法人等は信託銀行を通じて契約者へ活動報告等を行います。

当社の「特定寄附信託」では、信託報酬や審査が必要ですが、あらかじめリストアップした公益法人等以外へ寄附することも可能です。

③公益信託

個人や法人が信託銀行に財産を信託し、信託銀行が公益信託契約で定められた公益目的に従ってその財産を管理・運用し、各種助成や給付手続きを行う信託です。事務所などを準備する必要がある財団法人の設立と比して、軽量軽装備な枠組みで設定することができますが、信託設定にあたっては主務官庁の許可が必要です。

当社の「公益信託」は、奨学金、自然科学・人文科学研究への助成、自然環境保護活動への助成、国際協力・国際交流促進、地域のまちづくりなどの幅広い分野で活用されています。

④医療支援寄付信託

コロナ禍での医療分野の研究開発への関心の高まりを受けて導入した金銭信託です。あらかじめ当社がリストアップした、「未来医療の創生」、「難病克服に向けた研究」、「医療体制の整備」等の具体的な研究・活動を実施している大学を支援します。5年間に亘り、毎年11月5日に、お客さまがリストから指定した大学へ、預入れた元本の5分の1を寄付します。寄付先は毎年選択することが可能であり、寄付金控除も利用できます。お客さまは、寄付先から活動報告と領収書を受領します。

3/ 適切な金融包摂に向けて

第2章では信託銀行の多種多様なサービスを紹介しました。高齢者による金融サービスへのアクセスを確保する金融包摂の発想を単純に当てはめると、信託銀行はお客さまに対して、アクセス可能な全てのサービスを選択肢として提

示しながら意向を確認していくことが求められ
 ますが、そのような表層的な対応は現実的
 ではありません。むしろ膨大な情報が、かえっ
 てお客さまの混乱を招き、必要な金融行動から
 お客さまを遠ざけてしまう逆効果につながる恐
 れもあります。

多様なサービスを取り扱う信託銀行には、高
 齢のお客さまとよく会話し、課題を特定し、必
 要に応じてお客さまを支える家族の方々ととも
 コミュニケーションを取りながら、「お客さまの
 ありたい姿」に向けて、効果的かつ納得感を伴

う解決策を提示していく、「お客さま本位の
 フィデューシャリー・デューティー」の発想か
 らの適切な金融包摂が期待されます。

そのためには、まず一人一人のお客さまの担
 当者が、信託のサービス内容を熟知しておく必
 要があります。現在、信託に関するサービスは
 信託銀行のみならず、代理店制度などを通じて
 多くの金融機関で提供されています。本章が
 「お客さまのありたい姿」をサポートする一助
 となれば幸いです。

本稿で採り上げた商品・サービス一覧

商品・サービス	掲載	備考
資産運用		
確定拠出年金・iDeCo・つみたてNISA	2 (2) ①	身近な資産形成商品
投資一任運用サービス(ラップ口座)	2 (2) ①	
・ファンドラップ		
・ワンストップ・プレミアム		
三井住友信託プレミアムSMA	2 (2) ①	特定金銭信託+投資一任
不動産		
リフォーム業者紹介サービス	2 (2) ②	
リフォーム資金調達	2 (2) ②	
住宅ローン		
60歳からの住宅ローン		「住宅金融支援機構」：「バース60」利用
不動産活用ローン(「バースモーゲージ」)		
ハウジングカードローン		
リフォームローン		
住み替え不動産仲介	2 (2) ②	「三井住友トラスト・ハブ・フィナンシャル・サービス株式会社」提供
住み替え資金調達	2 (2) ②	「三井住友トラスト不動産株式会社」提供
空き家の賃貸・管理	2 (2) ②	「三井住友トラスト不動産株式会社」提供
資産管理		
人生100年応援信託(100年パスポート)	2 (3) ①	
人生100年応援信託(100年パスポートプラス)	2 (3) ①	運用しながら資金凍結へ備える
安心サポート信託	2 (3) ①	受益者連続対応や「一般社団法人安心サポート」の財産管理サービス付帯も可
任意後見制度支援信託	2 (3) ①	
後見制度支援信託	2 (3) ①	
成年後見制度に関する専門家紹介制度	2 (3) ①	
民事信託サポートサービス	2 (3) ①	受託者名義預金口座開設、資産運用、ローン等
民事信託に関する弁護士紹介制度	2 (3) ①	
相続対策		
非課税贈与信託等	2 (3) ②	
特定贈与信託		
教育資金贈与信託		
結婚・子育て支援信託		
贈与贈与サービス		当社は預金サービスとして取り扱い
遺言	2 (3) ②	
遺言信託(執行コース)		「ベトナム安心特約」あり。公正証書、自筆証書遺言に対応
遺言信託(保管コース)		公正証書、自筆証書遺言に対応
遺言書お預かりサービス		公正証書、自筆証書遺言に対応
スマートゆいこん		公正証書、自筆証書遺言に対応
ハウジングリアル		公正証書、自筆証書遺言に対応
WEB遺言信託		自筆証書遺言のみ対応
遺言代用型信託	2 (3) ②	
家族おもしろいやり信託(一時金型)		
家族おもしろいやり信託(年金型)		
家族おもしろいやり信託(積立投資一括交付型)		投資信託で積立投資
死因贈与契約	2 (3) ②	
家族おもしろいやりパッケージ(相続時一括交付型)		ファンドラップに付帯
死後事務	2 (3) ②	
おひとりさま信託		死後事務は「一般社団法人安心サポート」が提供
おひとりさま信託(生命保険型)		死後事務は「一般社団法人安心サポート」が提供
相続発生		
遺産整理	2 (4)	
相続手続トータルサービス(まかせて安心)		
相続手続サポートサービス		
寄付・社会貢献		
遺贈寄付	2 (5) ①	
特定寄附信託	2 (5) ②	
公益信託	2 (5) ③	
医療支援寄付信託	2 (5) ④	

たむら ただし

三井住友信託銀行株式会社 人生100年応援部 企画チーム長
 兼 三井住友トラスト・資産のミライ研究所 主任研究員

2003年入社後、業務部、経営企画部、プライベートバンキング部、個人企画部を経て、現職では新規業務開発、営業企画を担う。主な著作・論文として、トラスト未来フォーラム編、田中和明・田村直史『改訂 信託の理論と実務入門』(日本加除出版、2020)、田中和明・中野竹司編著『事業・財産承継の法務と税務』(清文社、2021、共著)、『コロナ禍の社会の変更を踏まえた信託の活用』(信託フォーラム、2021)、『我が国でのファイナンシャル・ウェルビーイング浸透に向けた信託及びフィデューシャリー・デューティーの発想からの包摂対応』(信託フォーラム、2022) などがある。